

## 宝塚大学後援会 会則

(名 称)

第1条 本会は、宝塚大学後援会と称する。

(本 部)

第2条 本会は、宝塚大学内に本部を置き、必要に応じて支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、宝塚大学の教育や学生生活振興の使命達成に必要な協力をするこ  
とを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の文化・体育・福利厚生に必要な助成
- (2) 学生の利用する施設設備の拡充整備の助成
- (3) 宝塚大学及び会員相互の親睦
- (4) 宝塚大学の運営に必要な助成
- (5) その他目的達成に必要な事項

(事業経費)

第5条 本会の事業経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会 員)

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 宝塚大学・大学院・専攻科の在学生全員の保護者又は保証人
- (2) 特別会員 本会の趣旨に賛同する者で会長が許可したもの
- (3) 名誉会員 本会の発展に功績顕著であり、役員会で推薦された者

(会 費)

第7条 正会員は入会の際に次の会費を納入するものとする。  
ただし、一旦、納付した会費は返還しない。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 大学の学部学生   | 40,000 円      |
| (2) 大学院修士課程学生 | 20,000 円      |
| (3) 第3年次編入学生  | 20,000 円      |
| (4) 助産学専攻科生   | 10,000 円      |
| (5) 寄付金       | 会員及び篤志家による寄付金 |

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が保証する在学生が卒業、退学等により大学に在学しなくなったとき。
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 役員会で推薦し、総会で選任された者
  - (2) 副会長 若干名 会員中から会長の指名委嘱した者
  - (3) 委 員 若干名 会員中から会長が適当と思われるものに委嘱した者
  - (4) 監 事 2名 役員の内選により役員中から会長が委嘱した者
2. 役員の内任期は、それぞれ1乃至4年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 前項のほか、必要により支部長を置くことができる。

(役員の内選)

第10条 前項の役員は、正会員又は特別会員の中から選任する。

(役員の内務)

第 11 条 役員は、任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 委員は、会務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第 12 条 本会には、会長のほか、社会との関連性の保持に必要な助言を広く聞くため、会長の委嘱による顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べるができる。

(役員報酬)

第 13 条 本会の役員は、すべて名誉職とする。

(事務処理)

第 14 条 会長は、会費の徴収等、本会の事務を宝塚大学事務職員に委嘱する。

(会議)

第 15 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2. 総会は、毎年 1 回及び会長が必要と認めたときは臨時に開催して会務を報告し、必要な事項を審議決定する。総会の議長は会長もしくは会長が指名した者が務める。
3. 総会の定足数は、特にこれを定めない。
4. 前項の議決は、出席者の過半数をもって決する。
5. 特別な事情により総会の開催が困難な場合は、郵送等により正会員に審議内容を連絡し、委任状等の書面によって総会の議決に代えることができる。
6. 役員会は、会長が必要と認めたとき これらを開催し、次の事項を審議する。
  - (1) 総会への提出議案
  - (2) 会則の制定および改定案の策定
  - (3) その他運営に関する重要事項

(予算の執行)

第 16 条 会長は、本会の予算の執行にあたり、宝塚大学事務局長の意見を聴取し、資料提出を求め、これを参考として執行することができる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(表彰)

第 18 条 本会発展のために特に功労のあった者については、総会の議を経て感謝状の贈呈を行い、これを表彰することができる。

(改正)

第 19 条 本会則は、役員会で審議し、総会の議を経て改正することができる。

附 則

1. この会則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 6 条第 1 号の会長は、当分の間、会長代行をもって充てる。
3. 平成 6 年 4 月 9 日一部改正
4. 平成 9 年 4 月 9 日一部改正
5. 平成 12 年 4 月 8 日一部改正
6. 平成 22 年 4 月 3 日一部改正
7. 平成 27 年 4 月 4 日一部改正
8. 平成 29 年 4 月 5 日一部改正
9. 令和元年 6 月 29 日一部改正